

栃木県公報

平 成 25 年 3 月29日(金) 号 外 第 37 号

目	次

規則

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の制定	4
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護	
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の制定	4
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の制定	5
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の制定	6
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定	9
○障害者自立支援法施行細則等の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○社会福祉法施行細則等の一部を改正する規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の	
一部改正	13
○母子保健法施行細則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○栃木県訓練手当支給規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

規則

栃木県規則第二十三号

平成二十五年三月二十九日軽曹老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

版木県知事 福 田 富 一

軽費を人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(顯加)

- (定義) 十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第一条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第
- (重要事項の提供方法)第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
- 織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。第三条 条例第十三条第三項(条例附則第十条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組
 - イ 経費を人ホームの使用に除る電子計算機と入所申込者又はその家族の使一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - ファイルに記録する方法する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたイ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続
 - 記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧口 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十三条第一項に規

軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- い。 機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならなる 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算

(重要事項の提供に係る承諾)

- は電磁的方法による承諾を得なければならない。め、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又第四条 軽費老人ホームは、条例第十三条第三項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじ
 - 一 電磁的方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
 - ニ ファイルへの記録の方式
- による承諾をした場合は、この限りでない。事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定より電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要2 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法に

密 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十四号

平成二十五年三月二十九日特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(岡加)

(定義) 例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第一条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(専従の介護職員及び看護職員)

- 第三条 条例第七条ただし書の規則で定める介護職員及び看護職員は、次に掲げるものとする。
 - る看護職員に限る。) 別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(条例第四十一条第二項の規定により配置され」特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。次号において同じ。) 及びユニット型特
 - る。) 職員(条例第五十三条において準用する条例第四十一条第二項の規定により配置される看護職員に限二 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護
 - 頃の規定により配置される看護職員に限る。)じ。) 及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(条例第四十一条第二三 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次号において同
 - 員に限る。) 員及び看護職員(条例第五十三条において準用する条例第四十一条第二項の規定により配置される看護職回 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職

(居室、静養室等を三階以上の階に設けることができる建物)

- れにも該当するものとする。 第四条 条例第十一条第五項ただし書及び第四十五条第五項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいず
 - 難階段を有する場合は、一以上)有すること。合文は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場
 - び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いていること。

 二 三階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及

効に区画されていること。 三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百

(ユニット等を三階以上の階に設けることができる建物)

- ずれにも該当するものとする。 第五条 条例第三十六条第五項ただし書及び第五十一条第五項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のい
 - するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有一」ユニット又は浴室(以下「ユニット等」という。)のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以
 - 室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いていること。 三階以上の階にあるユニット等及び当該ユニット等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の
 - こと。 三 ユニット等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されている

(地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)

- 認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、これを置かないことができる。別養護老人ホームの医師により当談指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われるとう。) (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。) が併設される場合において、当該地域密着型特サービス等基準」という。) 第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をい防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予該百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。) 又は指定介護予防短期入所生活介護設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第622条
- は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密う。)が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第四十六条各項及び前二項に定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とい地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)又は指定介護十三条第一項に規定する指定体の別。)、指定複合型サービス事業所(指定小護中工工条第一項に規定する指定小護事業所をいう。)、指定複合型サービス基準第(指定
- 密着型特別養護老人ホームの入所定員を超えてはならないものとする。第七条 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域

(無用)

域密着型特別養護老人ホームの専従の介護職員及び看護職員について準用する。第八条 第三条の規定は、ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地

金融

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十五号

る。 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定め

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(國加)

- (重要事項の提供方法) 十五年栃木県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二
- 定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。百七十六条において準用する場合を合む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で合を含む。)、第二百二十一条第四項、第二百四十三条第四項、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二条、第百八十八条及び第二百四条(条例第二百十六条において準用する場合を含む。)において準用する場条、第百十三条、第百二十条第二項、第百三十五条、第百四十六条、第百五十二条第二項(条例第百八十一第二条、条例第九条第二項(条例第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八
 - □ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - れたファイルに記録する方法接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えらイ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを
 - は、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあって覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の関口 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第九条第一項に
 - ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- い。 機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならなる 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

(重要事項の提供に係る承諾)

- 又は電磁的方法による承諾を得なければならない。じめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書第三条 指定訪問介護事業者は、条例第九条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらか
 - 一電磁的方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
 - ニ ファイルへの記録の方式
- 規定による承諾をした場合は、この限りでない。 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、2 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方

密 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の

(型)

号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十五第一条 この規則は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に

(重要事項の提供方法)

- 法」という。)は、次に掲げるものとする。場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方条第四項、第二百三十一条第四項、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する八十二条(条例第百九十七条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二百七条、第百八条、第百十六条、第百二十四条、第百三十四条第二項(条例第百六十条、第百七十二条及び第百第二条 条例第九条第二項(条例第四十七条、第五十七条、第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四
 - 一電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - に備えられたファイルに記録する方法 算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計
 - する方法)あっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録あっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該第二項に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその日 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第九条
 - ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- い。 機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならなる 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

(重要事項の提供に係る承諾)

- 示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を第三条 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第九条第二項の規定により重要事項を提供しようとするとき
 - 一 電磁的方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
 - ニ ファイルへの記録の方式
- び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族2 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は

温油

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十七号

平成二十五年三月二十九日指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(殿 加)

第一条 この規則は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五

(用語の定義) 年栃木県条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(専ら指定介護老人福祉施設の職務に従事する介護職員及び看護職員)

(条例第五十三条第二項の規定により配置される看護職員に限る。) とする。規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。) を併設する場合の介護職員及び看護職員サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号) 第百五十八条に設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (指定地域密着型ト型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。) 及びユニット型指定介護老人福祉施設を併第三条 条例第五条第四項ただし書の規則で定める介護職員及び看護職員は、指定介護老人福祉施設(ユニッ

(重要事項の提供方法)

- を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。第四条 条例第七条第二項(条例第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織
 - 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - られたファイルに記録する方法を接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えて、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と
 - は、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあって閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の口 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条第一項
 - ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- い。 機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならなる 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算

(重要事項の提供に係る承諾)

- 書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。かじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文第五条 指定介護老人福祉施設は、条例第七条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あら
 - 一電磁的方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
 - こ ファイルへの記録の方式
- 頃の規定による承諾をした場合は、この限りでない。し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対2 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的

留 別

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十八号

る。 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定め

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(配)

(用語の定義) 十五年栃木県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第一条 この規則は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二

- 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
 - (専ら職務に従事する介護職員)
- 施設を除く。) 及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員とする。第三条 条例第四条第四項ただし書の規則で定める介護職員は、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健

(専ら職務に従事する介護支援専門員に関する特例)

- 務は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める職務とする。 第四条 条例第四条第五項ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める職
 - 一介護老人保健施設の入所者の処遇に支障がない場合当該介護老人保健施設の他の職務
 - 所者の処遇に支障がない場合 当該サテライト型小規模介護老人保健施設の職務護老人保健施設をいう。以下同じ。)を設置している本体施設に従事する場合であって当該本体施設の入つ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつ」 サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外

(従業者の配置に関する特例)

- ができる。 療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)、栄養士又は介護支援専門員を置かないことわれると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設は、支援相談員、理学療法士、作業じ当該各号に定める本体施設の職員によりサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行第五条 条例第四条第一項第四号から第七号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる本体施設の区分に応
 - 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士等、栄養士又は介護支援専門員
 - 療施設の場合に限る。)のとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するも二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正
- 学療法士等、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保第六条 条例第四条第一項第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施
 - ること。 設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができ」 理学療法士等又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士等又は栄養士により当該医療機関併
 - (施設の設置に関する特例) 二 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- 設は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める施設とする。第七条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める施
 - 例第五条第一項第八号から第十号までに掲げる施設ト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、条一 サテライト型小規模介護老人保健施設である場合 本体施設の施設を利用することにより当該サテライ
 - が適切に行われると認められるときは、条例第五条第一項各号に掲げる施設により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇二 医療機関併設型小規模介護老人保健施設である場合 併設される病院又は診療所の施設を利用すること

(重要事項説明書の提供方法)

- を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。第八条 条例第七条第二項(条例第五十四条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - たファイルに記録する方法 続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられて 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接
 - に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧口 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条第一項に規

介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、

- ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二一磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- い。 機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならなり 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算

(重要事頃の提供に係る承諾)

- は電磁的方法による承諾を得なければならない。め、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又第九条 介護老人保健施設は、条例第七条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじ
 - 一電磁的方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
 - ニ ファイルへの記録の方式
- 定による承諾をした場合は、この限りでない。要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重り 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法

(管理者による管理に関する特例)

- 第十条 条例第二十六条ただし書の規則で定める職務は、次のとおりとする。
 - 一 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務
 - (指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務準」という。)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基二、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人

(ユニット型介護老人保健施設における施設の設置に関する特例)

- める施設は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める施設とする。第十一条 条例第四十五条第一項ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定
 - 小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときに限る。)四号から第六号までに掲げる施設(本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。)の場合、条例第四十五条第一項第一ュニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに
 - 適切に行われると認められるときに限る。) ニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が項第二号から第六号までに掲げる施設(併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。)の場合 条例第四十五条第一二 ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これ

李 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十九号

平成二十五年三月二十九日指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(殿加)

- (用語の定義) 年栃木県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五
- 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(専ら職務に従事する介護職員)

第三条 条例第四条第七項ただし書の規則で定める介護職員は、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介

(重要事頃の提供方法) 護療養型医療施設を除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員とする。

- を使用する方法その他の規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げるものとする。第四条 条例第八条第二項(条例第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イルに記録する方法 続する電気通信回線を通じて送信し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接
 - 護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)る方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録す項に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧口 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第八条第一
 - ことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
- たファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。2 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族が当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられ

(重要事項の提供に係る承諾)

- は電磁的方法による承諾を得なければならない。 らかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又第五条 指定介護療養型医療施設は、条例第八条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あ
 - 一 電磁的方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 - ニ ファイルへの記録の方式
- をした場合は、この限りでない。の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び同項の規定による承諾により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、重要事項2 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法

室 三

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(巵뼮対策課)

栃木県規則第三十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(蜀加)

十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二

(乳児院の長の資格)

- は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了することとする。第二条 条例第三十一条第一項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又
 - 都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十二条の三第二項第四号に規定
 - 辻会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
 - 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 基準については、前条の規定を準用する。第三条 条例第三十九条第一項第四号、第六十一条第一項第四号及び第九十五条第一項第四号の規則で定める

(保育所の設備の基準)

(母子生活支援施設の長等の資格)

る。第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあっては第二号から第八号までに掲げる基準とす第四条 条例第四十六条第五号の規則で定める基準は、乳児室又はほふく室を、二階に設ける場合にあっては

- 三に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の
- れ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 二 乳児室又はほふく室を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞ

超	M &	2 掲	榖	×	26	設	無
	柒 田	2 1	屋外階段屋内階段				
11 整	瀬 灘 田	3 2 無原	S三項第二号、第三号及 压内と階段室とはバルコにおいては、当該階段 日においては、当該階段 日号又は同条第三項各号	 び第九号を満二	たすものとする。を通じて連絡す。寒物の一階から。造の屋内階段。	。 ることとし、か 二階までの部分ただし、同条第	つ、同条に限り、一項の場
	能 田	2 T	屋外階段但の屋内階段建築基準法施行令第百	11十111≪無1	項各号又は同条	第三項各号に規	定する構
11] 整	選 難 田	2	屋外階段 備 建築基準法第二条第七個先すものとする。 まを通じて連絡すること 実物の一階から三階まで足の屋内階段。ただし、建築基準法施行令第百	とし、かつ、の部分に限りの部分に限り同条第一項の	同条第三項第二:、量内と階段室・場合においては、	号、第三号及びとは、バルコニ・当該階段の構	第九号を一又は付造は、建は、建
因羅汉山	护 田	2 1 #	但の屋内階段	, , , , , , , , , , , ,			
	遊難田	田世	案基準法施行令第百二十	三条第二項各	号に規定する構	造の屋外階段	

- に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。 三 前号に掲げる施設及び設備を避難上有効な位置に設け、かつ、乳児室又はほふく室の各部分からその一
- 壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。る特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定す四 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理室の部分とを建築
 - イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。
 - ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、調理室の外部への延焼を防止するため

に必要な措置を講じること。

- 五壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- の設備を設けること。 六 乳児室又はほふく室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止するため
- 七 非常警報器具又非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備を設けること。
- スカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。
- 同条中「乳児室又はほふく室」とあるのは、「保育室又は遊戯室」と読み替えるものとする。第五条 条例第四十七条第四号の規則で定める基準については、前条の規定を準用する。この場合において、

(児童自立支援施設の長の資格)

- 課程を修了した者にあっては、三年以上)であることとする。織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所が行う講習第六条 条例第百三条第一項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が五年以上(厚生労働省組
 - 児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、又は児童相談所設置市の内部組織における一児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和二十二
 - 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
 - (児童自立支援専門員の資格)三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 第七条 条例第百四条第四号から第七号までの規則で定める期間は、前条各号に掲げる期間とする。

金属

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(こども政策課)

栃木県規則第三十一号

障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

題名を次のように改める。第一条 障害者自立支援法施行細則(平成十八年栃木県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

施行規則」に改める。今一に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行第一条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」

号一に、「育成医療・精神通院医療」を「精神通院医療」に改める。第二条中「第一条第一号の育成医療(以下「育成医療」という。)及び同条第三号」を「第一条の二第三

(育成医療) 意見書 (別記様式第二号) によるものとし、精神通院医療にあっては」を削る。第三条の見出し中「意見書又は」を削り、同条中「意見書又は」及び「育成医療にあっては自立支援医療

第四条及び第五条中「育成医療及び」を削る。

療」という。)及び同条第二号」に改める。第六条第一項中「育成医療及び政令第一条第二号」を「政令第一条の二第一号の育成医療(以下「育成医

別記様式第2号 削除

 する医療の種類に○をする。」似売○′「フリガナ」似「ふりがな」以名��°

忌品漿化紙化中心の忌品漿化紙十一中州♥の取似中「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以、「同法第59条第3項」や「同条第3項」とお⊗ペ。

云紀樊七銀十川中心の云紀樊七銀川十川中州ドの粟妃母「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とお名や。

云紀 後 代 銀 川 十 国 中 凶 谷 云 紀 後 代 銀 川 十 田 中 日 「 障 害 者 自 立 支 援 法 施 行 規 則 」 ゆ 「 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 施 行 規 則 」 と お る ゆ 。

忌品幾代紙川十十中日「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とお名や。

者の指定等に関する規則の一部改正)(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業

事業者の指定等に関する規則(平成十八年栃木県規則第五十号)の一部を次のように改正する。第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援

る。題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め

運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十号)」に改める。関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)及び指定障害者支援施設の人員、設備及びる基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関す域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)」を「障害者の日茲補及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)及び障害者自立支援法に基づく指定地施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関するための法律合」に、「障害者自立支援法施行利則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条中「障害者自立支援法施行合」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」

高品数代銀川中日「障害者自立支援法に規定する」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する」とおる、巨数代之戦川日「は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」や「は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)」と、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準附則第15条から第19条まで」や「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第24号)附則第2条から第6条まで」とおる、巨数代之料目日「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第89条」や「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第89条」や「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第21号)第88条」とおる№。

(児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第三条 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給等に関する規則(平成十八年栃木県規則第七十五号) 忌品獎代銀代中日「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とお名や。

(児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正)

のように改正する。 第四条 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和五十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次

忌料 響来 → ② → 「障害者自立支援法」 ゆ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 以 おる ゆ。

金融

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第三十二号

社会福祉法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

社会福祉法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

する。 社会福祉法施行細則等の一部を改正する規則(平成十八年栃木県規則第七十二号)の一部を次のように改正

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

温金

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第三十三号

する規則を次のように定める。児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富

改正する規則児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を

栃木県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年

別記様式第一号付表四中

1	多	機能	型等	実 施	のフ	有多	#			有	•	•	無	7 %
Γ	協	カ	医	療	機		期 :	— 名	 		Ė	主な診り	療科 目	.
	多	機能	型等	実 施	の~	有!	無			有	,	•	無	

| おる、「設備・備品等一覧表」のメン「、協力医療機関との契約内容がわかるもの」や巨べや。

当 第

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第三十四号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和四十三年栃木県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

つては別記様式第二号」に改め、同条を第二条とする。第四条中「別記様式第四号又は別記様式第五号」を「病院又は診療所にあつては別記様式第一号、薬局にあ

第五条を第三条とする。

に、「別記様式第八号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第四条とする。第六条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第七号」を「別記様式第四号」

第七条第一項中「別記様式第九号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第六条とする。

別記様式第一号から別記様式第三号までを削る。

会、 回 後 代 銀 日 中 「 (第 4 条 関 係)」 や 「 (第 2 条 関 係)」 と 、 「 病 院 、 診療 所 」 や 「 病 院 ・ 診療 所 」 と お え で 極 代 銀 一 申 と で や 。

別記様式第五号中「(第4参翼係)」を「(第2参翼係)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第六号中「(第6条類条)」を「(第4条類条)」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

空門森八郎七中中「(第6巻屋後)」や「(第4巻屋後)」に改め、回様八名別語森八部回中とする。

別記様式第八号中「(第6条類係)」を「(第4条類係)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第九号中「(第7条翼係)」を「(第5条翼係)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

密 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(こども政策課)

栃木県規則第三十五号

平成二十五年三月二十九日栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次の

の款溶融塩熱処理炉の項を削り、同部⑥分析機器類の款プラズマ発光分析装置の項の次に次のように加える。別表第二の1栃木県産業技術センターの部凹機械加工機器類の款粉体成形機の項及び同部凹材料処理機器類

分光光度計 1 時間につき 230円

別表第二の1栃木県産業技術センターの部別その他の款クリーンベンチの頃の次に次のように加える。

| 高速度ビデオカメラ | 1 時間につき | 200円

別表第二の2栃木県産業技術センター繊維技術支援センターの部別材料処理機器類の款中

アイロンテスター		1時間につき	110円	
インクジェット	本体	1時間につき	1, 480円	₩
な染システム	プリンタ出力	用紙1枚につき	10円	

アイロンテスター 1時間につき 110円

項を削る。改め、同款小型紡糸試験機の項、同部⑤分析機器類の款赤外顕微鏡の項及び同部⑧その他の款燃焼試験装置の改め、同款小型紡糸試験機の項、同部⑤分析機器類の款赤外顕微鏡の項及び同部⑧その他の款燃焼試験装置の

室 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県規則第三十六号

平成二十五年三月二十九日栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一号を叩える。第三条第一項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の栃木県訓練手当支給規則(昭和四十五年栃木県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者る者で、同項第二号に規定する児童の父であるもののうち当該児童が同号イからホまでのいずれかに該当九 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けてい

別記様式第一号中

雇用対策法施行規則第2条					その他		
第2項1号・3号・4号・4号 の2・5号・6号・7号・7号 の2・8号・8号の2・8号の 3・10号・11号・12号	第	3	項	()	₩

雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)

に改める。

金融

この規則は、公布の日から施行する。

(労働政策課)